

第11回作業班後、LDC方式の技術的条件案に係る修正案について意見照会を行ったところ、特段の反対意見はなかった。

その他、技術的条件案に係るコメント及びコメントに対する考え方を示す。

No.	コメント内容	コメントに対する考え方
1	<p>周波数ホッピングの定義によって認証書等に記載する内容も測定方法も違ってしまいますので、定義等を省令等で示して頂き、周波数切替方式との違いを明確にすべきではないか。</p>	<p>今回、国際協調という観点での制度改正を念頭においており、周波数共用方式(混信回避技術)として、LBTやLDCとの比較の観点から、報告書上は「周波数ホッピング」の用語を用いることが望ましいと考えます。ただし、帯域拡散する周波数ホッピングは基本的に念頭においておらず、単位チャンネル毎の周波数占有帯幅や隣接チャンネル漏洩電力の規定は維持することから、報告書においてその趣旨を脚注として追記いたします。</p> <p>なお、制度化においては、2.4GHz帯の小電力データ通信システムのように「周波数ホッピング」とは規定せず、現行規定と同様に、送信時間制限等の項目として規定を設けることを想定しています。</p>
2	<p>LDC方式の周波数の許容偏差について、現行基準同様に、「指定周波数帯による場合、指定周波数帯の幅は単位チャンネルの帯域幅とする」とすべきではないか。</p>	<p>LDC方式の中心周波数については、現行規定どおり運用されることが望ましいため、ご指摘のとおり修正いたします。</p>
3	<p>空中線電力について、EIRPが16dBm以下であれば250mWまでの出力を認める案となっているが、キャリアセンスありの場合は、出力の増加分についてキャリアセンスレベルを下げる規定がある。今回のキャリアセンスなしのシステムについては、送信出力のみの規定とするのが望ましいのではないか。</p>	<p>今回、国際協調という観点での制度改正を念頭においており、EIRP規定は維持することが望ましいと考えます。</p> <p>EIRP規定は、送信出力が20mWを超える場合、キャリアセンスの閾値をその超過分だけ下げること条件として課すものですが、これは、空中線利得の低下による受信性能の低下に対してキャリアセンスの検知能力を十分に確保するという趣旨で行うものです。</p> <p>従って、キャリアセンスなしのシステムにおいては、EIRP規定を維持するか否かによって、他システム・同一システム間で与える干渉の影響は変わらず、これまで議論されてきた前提条件に影響を与えることはないことから、EIRP規定を維持することに特段の問題はないと考えます。</p>

# 技術的条件案に対する構成員コメント（続き）

No.	コメント内容	コメントに対する考え方
4	<p>「端末設備内において電波を使用する端末設備」の条件について、キャリアセンスなしのシステムに適用する場合、「電波の空き条件の判定」ができないので、対象除外とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条件イに「キャリアセンスの備付けを要しない場合を除き、」を追記いたします。</p> <p>また、「端末設備内において電波を使用する端末設備」の条件の適用範囲を明確にするため、「無線設備が電気通信回線設備の一端に接続されるものである場合」に限定されることを明記するとともに、現行規定（関連告示）の内容を踏まえ、記載内容を見直します。</p>